

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 28 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課
都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部 (局)
後期高齢者医療主管課 (部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 97)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【Nudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型】

問1 「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」（令和4年2月28日付け保医発0228第1号）別添において、「原則として、「アザチオプリン【内服薬】」を「全身型重症筋無力症」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。」とあるが、全身型重症筋無力症の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法によりNudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型の測定を行った場合、区分番号「D006-17」Nudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型は算定できるか。

(答) 算定できる。ただし、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度とする。